

平成30年4月版

平成30年6月発刊予定

介護報酬の解釈 1 単位数表編

定価 本体4,800円+税/B5判・約1,400頁

ISBN978-4-7894-1527-9 C3047 ¥4800E

商品No.11421



必要な情報を見開きで配置、一覧性に優れた定本 平成30年4月報酬改定後の全容を提示

- 介護報酬の算定に関する情報を網羅しています。「算定基準告示(単位数表)」と、算定要件を定めたいわゆる「関係告示」の内容、そして「留意事項通知」を見開き3段で掲載、算定できる単位数はもちろん、算定要件などのポイントも明快に知ることができます。
- 3段構成部分は2色刷りで見やすさ・使いやすさに定評があります。
- 介護保険の事業者、施設での介護報酬の算定・請求やサービス計画作成における給付管理業務に必携の書です。

本書の構成(予定)

■ 介護報酬の算定構造一覧

- ① 指定居宅サービス・指定介護予防サービス
- ② 指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス
- ③ 指定居宅介護支援・指定介護予防支援
- ④ 指定施設サービス等

○サービス別に、基本部分の項目と注による加算・減算の項目の関係が一覧で整理されています。

○各サービスの基本項目がどのように区分されているか、注による加算・減算にどのような項目があり、どのように適用されるのかを確認するのに便利です。

I 在宅の要介護者へのサービス

- (1) 居宅サービス
- (2) 地域密着型サービス
- (3) 居宅介護支援

II 要介護者への施設サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 介護医療院

本書の中心となる部分です。

○各サービスの介護報酬に関して、単位数表告示-関係告示-留意事項通知を3段構成で提示、実務に役立つ情報がまとめられています。

III 要支援者へのサービス

- (1) 介護予防サービス
- (2) 地域密着型介護予防サービス
- (3) 介護予防支援

IV 福祉用具購入費・住宅改修費

■ 索引

介護報酬の解釈 ■ 単位数表編の構成 (基本的な3段構成)

1-■ 指定居宅サービスの介護報酬(単位数表)

8 短期入所生活介護 (単位数表・留意事項通知)

短期入所生活介護費

(1日につき)

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 (I)

ア 要介護1	620単位
イ 要介護2	687単位
ウ 要介護3	755単位
エ 要介護4	822単位
オ 要介護5	887単位

(2) 併設型短期入所生活介護費 (I)

ア 要介護1	579単位
イ 要介護2	646単位
ウ 要介護3	714単位
エ 要介護4	781単位
オ 要介護5	848単位

(3) 併設型短期入所生活介護費 (II)

ア 要介護1	646単位 [646単位]
イ 要介護2	713単位 [666単位]
ウ 要介護3	781単位 [734単位]
エ 要介護4	848単位 [801単位]
オ 要介護5	913単位 [866単位]

○地域区分別1単位の単価

1級地 11.10円	2級地 10.88円
3級地 10.83円	4級地 10.66円
5級地 10.55円	6級地 10.33円
7級地 10.17円	その他 10.00円

●算定の区分(単独型)
(1) 従来型個室

●算定の区分(併設型)
(1) 従来型個室

(II) 多居室
(平成27年7月までは左側の単位数を算定し、平成27年8月からは【】内の単位数を算定する)

(II) 多居室
(平成27年7月までは左側の単位数を算定し、平成27年8月からは【】内の単位数を算定する)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の数に定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)→平12告29、一イロ

○→施設基準・五
【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】→平12告29、一イロ

○厚生労働大臣が定める基準
→施設基準・土

○定員超過利用又は人員基準欠如の場合→平12告27(通所介護費等の算定方法) 三により減算

【注1】指定短期入所生活介護費を算定するための基準について〔平成12年3月8日 告示第40号 第2の2(1)〕

指定短期入所生活介護費は、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省令第56号。以下「施設基準」という。)第12条に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

イ 施設基準第12条イに規定する指定短期入所生活介護費
短期入所生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が1人のものに限る。)(「従来型個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 施設基準第12条ロに規定する指定短期入所生活介護費
短期入所生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が2人以上のものに限る。)(「多居室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

ハ 施設基準第12条ハに規定する指定短期入所生活介護費
短期入所生活介護が、ユニットに属さない居室(ユニットに属さない居室を改修した居室であって、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。)(「ユニット型個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第12条ニに規定する指定短期入所生活介護費
短期入所生活介護が、ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修した居室であって、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。)(「ユニット型個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

【注1】やむを得ない措置による定員の超過(第2の2(2))

利用者数が利用定員を超える場合は、短期として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置(又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置(特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ))によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40人を超える場合には、利用定員に2を加えて得た数)までは減算が行われないものであること(通所介護費等の

【注2】ユニットにおける職員に係る減算について〔老人第40号 第2の2(5) 5(4)を準用する。〕

5(4) ユニットにおける職員に係る減算について
ユニットにおける職員が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

【注3】機能訓練指導員の加算について〔第2の2(6)〕

注3の機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員に兼任している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。ただし、利用者数(指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所)においてはその本体施設の入所者数を含む。)が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を100で割った数以上」という基準を満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を業務して差し支えないこと。例えば、入所者数100人の指定介護老人福祉施設に併設される利用者数20人の短期入所生活介護事業所において、2人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの1人が指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合であっては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となる。

○常勤換算方法→155頁

算定基準告示(単位数表)

関係告示

留意事項通知

1-■ 指定居宅サービスの介護報酬(単位数表)

注2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

注3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第12条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所)にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第12条第4項に規定する併設施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める施設基準】
→施設基準・十二

イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

8 短期入所生活介護

【注2】ユニットにおける職員に係る減算について〔老人第40号 第2の2(5) 5(4)を準用する。〕

5(4) ユニットにおける職員に係る減算について
ユニットにおける職員が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

【注3】機能訓練指導員の加算について〔第2の2(6)〕

注3の機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員に兼任している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。ただし、利用者数(指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所)においてはその本体施設の入所者数を含む。)が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を100で割った数以上」という基準を満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を業務して差し支えないこと。例えば、入所者数100人の指定介護老人福祉施設に併設される利用者数20人の短期入所生活介護事業所において、2人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの1人が指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合であっては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となる。

○常勤換算方法→155頁

Ⅰ-Ⅱ 指定居宅サービスの介護報酬（単位数表）

注16^新別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

単位数表の中にはない基準や要件（関係告示）を示す文章はアミかけで表記し、関係告示の内容を右段（前ページ）または2段表記（本ページ）で掲載

【新】厚生労働大臣が定める基準

→大臣基準告示・三十一

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定居宅サービス等基準第111条第1項第2号イ又は同条第2項第一号に規定する要件を満たす員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。
- ロ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の指

定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。

ハ 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

注17 指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

関係告示の内容をほぼ原典にそって記載（法令特有の表現のみを略記。実務上は原典どおりと考えられる内容を記載）

介護報酬改定時の新規事項をこのように明示

【注16】^新中重度者ケア体制加算について〔老企第36号 第2の8(18)〕

通所介護と同様であるので、7(8)を参照されたい。ただし「常勤換算方法で2以上」とあるものは「常勤換算方法で1以上」と、「ケアを計画的に実施するプログラム」とあるのは「リハビリテーションを計画的に実施するプログラム」と読み替えること。〔以下この規定については読み替えて掲載〕

7(8)^新中重度者ケア体制加算について

- ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第1項〔第111条第1項又は第2項〕に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で1以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。
- ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。

7 通所リハビリテーション

- イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
- ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5〔→156頁〕の届出を提出しなければならない。
- ④ 看護職員は、指定通所介護〔通所リハビリテーション〕を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。他の職務との兼務は認められない。
- ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者。〔中略〕
- ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションプログラムを作成することとする。

他のサービスの規定を引用する場合などは、破線囲みで掲載。〔 〕で読み替えの例などを示しています。（このほか、編注や参照ページなどを〔 〕で明記しています）

【注17】事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所リハビリテーションを行う場合の取扱い〔第2の8(19)〕

通所介護と同様であるので、7(14)を参照されたい。

7(14) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護〔通所リハビリテーション〕を行う場合について

- ① 同一建物の定義
- 注16〔注17〕における「同一建物」とは、当該指定通所介護〔通所リハビリテーション〕事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
- ② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であつて、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所との往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護〔通所リハビリテーション〕計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

介護報酬改定時の改正箇所を下線で表示